

集団的消費者被害の事例

資料3別表

1. 被害者の特定が比較的容易であり、被害内容が定型的と思われる事例

事件名	事案の概要	想定される消費者の請求	想定される個々の対象消費者の一般的な請求金額	共通争点の内容	個別訴訟の困難さ	対象消費者の特定	想定される対象消費者の規模	総額の算定可能性	備考
外国語会話教室の解約時の前払受講料の清算金請求事案	外国語会話教室において、受講料を前払させていたが、購入単価と、解約した場合の清算単価が異なっており、購入単価よりも高く設定されていた。この清算条項が有効か問題となる事案	清算条項は特商法第49条第2項に反し無効であるとして、不当利得返還請求	数十万円	清算規定の有効性が共通の争点となり、個別争点としては、受講済の回数や既に返還された額の認定などがある。	請求額からみて個別訴訟が実質上困難なことが多い。	中途解約の申出書や受講料の返還記録から特定し得る（ただし、事業者が資料を残しているか問題あり）	数千人から数万人（大手企業では受講者が数十万人いることがあるが、すべての受講者が解約するとは考えがたい）	計算は可能であるが、対象消費者の規模が大きいと審理に長時間を要する	
大学学納金返還請求事案	前納した大学の授業料について、入学辞退した場合の不返還特約があったが、不返還条項が有効であるか問題となる事案	消費者契約法第9条第1号により、解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超えるものが無効であるとして、不当利得返還請求	100万円程度の請求から、私立医科大学等納付金が1000万円を超える事案あり	不返還特約の有効性が共通の争点となり、個別争点としては、辞退の時期の認定などがある。	1000万円を超えるような事案では個別訴訟が可能とも思える。	学納金納付の記録と入学者名簿により特定し得る	数千人から数万人	計算は可能であるが、対象消費者の規模が大きいと審理に長時間を要する	
個人情報流出事案	顧客の住所氏名等の個人情報が流失した事案	不法行為による損害賠償請求	数千円から数万円	流失に関する被告の義務違反、故意過失などが共通の争点となり、情報流出による被害の程度が個別争点となり得る。	請求額から見て個別訴訟が実質上困難なことが多い。	流出した情報から特定が可能であるが、対象者にとっては自己の情報が流失したかは不明である	数百万人規模の事件も想定される	総額の算定は困難ではないが。（損害を類型化すれば可能か）	
商品販売等を偽装したねずみ講被害事案	商品価値の乏しい商品の販売名の下に1000円×の支払いをして会員となり、後順位者2人以上を勧誘してオーナー登録させれば、順次地位が昇格して支出した以上の成功報酬が得られると勧誘する事案	不法行為による損害賠償請求 公序良俗違反による無効を理由とした不当利得返還請求	数十万円から数百万円。1000万円を超える事例もあり得る	スキームの解明が共通争点となり、勧誘態様が個別争点となり得るが、スキーム自体の悪質性が高ければ、個別に勧誘態様を認定する必要が無くなることもある。	請求額が多い事案もあるが、仕組み全体の解明が困難。	支払記録により特定し得る（ただし、事業者が資料を残しているか問題あり）	数千人から数万人	スキーム自体が違法で個別の勧誘態様が問題とならないような場合には、総額の計算は容易（配当等を差し引くとすれば、対象消費者規模が大きいと審理に長時間を要する）	破綻必至の事案であり、保全が必要。

和牛預託商法事案	和牛の飼育から得られた利益を配分するとして和牛を購入させる事案。勧誘方法の問題のほか、業者が破綻し出資金が返金されない問題が生じることがある。	預託契約に基づく返還請求 消費者契約法による不実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供等による取消しによる不当利得返還請求 詐欺等による不法行為の損害賠償請求	数十万円から数百万円。1000万円を超える事案もあり得る	スキームの解明が共通争点となり、勧誘態様が個別争点となり得るが、スキーム自体の悪質性が高ければ、個別に勧誘態様を認定する必要が無くなることもある。	請求額が多い事案もあるが、仕組み全体の解明が困難。	支払記録から特定し得る(ただし、事業者が資料を残しているか問題あり)	数千人から数万人	スキーム自体が違法で個別の勧誘態様が問題とならないような場合には、総額の計算は容易(配当等を差し引くとすれば、対象消費者規模が大きいと審理に長時間を要する)	破綻必至の事案であり、保全が必要。不当利得返還請求構成では取消しの意思表示が必要。
投資商法事案	電子マネー形式の擬似通貨、海外事業投資、企業家育成事業、株式投資運用などの名目で高額配当をうたって出資を集めるといった事案。勧誘方法の問題のほか、業者が破綻し出資金が返金されない問題が生じることがある。	契約に基づく返還請求 消費者契約法による不実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供等による取消しによる不当利得返還請求 詐欺等による不法行為の損害賠償請求 金融商品販売法5条の損害賠償請求	数十万円から数百万円。1000万円を超える事案も有り	スキームの解明が共通争点となり、勧誘態様が個別争点となり得るが、スキーム自体の悪質性が高ければ、個別に勧誘態様を認定する必要が無くなることもある。	請求額が多い事案もあるが、仕組み全体の解明が困難。	支払記録により特定し得る(ただし、事業者が資料を残しているか問題あり)	数千人から数万人	スキーム自体が違法で個別の勧誘態様が問題とならないような場合には、総額の計算は容易(配当等を差し引くとすれば、対象消費者規模が大きいと審理に長時間を要する)	破綻必至の事案であり、保全が必要。不当利得返還請求構成では取消しの意思表示が必要。
モニター商法事案	商品を購入してモニターになれば毎月モニター料が月々の代金支払額よりも多く支払われるとして商品を販売。業者が破綻してモニター料が支払われなくなり、クレジット債務が残るといった事案	<対販売店> 不法行為の損害賠償請求 モニター契約の公序良俗違反無効による不当利得返還請求 特商法第58条の2の取消しによる不当利得返還請求  <対クレジット会社> モニター契約が公序良俗違反により無効、クレジット会社に対する割賦販売法30条の4による抗弁対抗	数十万円	スキームの解明が共通争点となり、勧誘態様が個別争点となり得るが、スキーム自体の悪質性が高ければ、個別に勧誘態様を認定する必要が無くなることもある。	請求額からみて個別訴訟が実質上困難なことが多い。	契約書等から特定し得る	数千人から数万人	スキーム自体が違法で個別の勧誘態様が問題とならないような場合には、総額の計算は容易(モニター料を差し引くとすれば、対象消費者規模が大きいと審理に長時間を要する)	破綻必至の事案であり、保全が必要。不当利得返還請求構成では取消しの意思表示が必要。
虚偽の有価証券報告書開示等による証券被害事案	虚偽の有価証券報告書の開示等により株価を不当に高く吊り上げ、本来あるべき株価より高い価格で株式を購入させられた事案	金融商品取引法第21条の2などによる虚偽記載のある有価証券報告書を提出した会社、会社役員等に対する損害賠償請求	数百万円	虚偽報告の事実や損害の計算方法が共通争点となり、個別争点としては、株の売買履歴の認定などがある。	請求額が多い事案もあるが、虚偽記載の立証が困難なことがある。	株式の電子化に伴い保有者の特定が可能	数万から数百万人	計算は可能であるが、対象消費者の規模が大きいと審理に長時間を要する	事業者の契約もあり得る。

二重線内は、いわゆる詐欺的商法の事案であるが、事案の内容によっては2にも4にもなり得る。  
個人情報流失事案は、慰謝料を一律なものとして請求することもあり得るが、個別の損害が問題になることもあり得る、その場合は2にもなり得る。

2. 被害者の特定は比較的容易であるが、被害内容の個別性が強いと思われる事例

事件名	事案の概要	想定される消費者の請求	想定される個々の対象消費者の一般的な請求金額	共通争点の内容	個別訴訟の困難さ	対象消費者の特定について	想定される対象消費者の規模	総額の算定可能性	備考
悪質住宅リフォーム事案	住宅リフォームについて、点検をするなど と称して訪問し、虚偽の説明をして、不要 な工事を実施し高額な代金を支払わせ、ま た次々に契約させる事案	<対リフォーム業者> 特商法第9条の2（新 法第9条の3）の取消し による不当利得返還請求 特商法第9条の2によ る過量販売解除による不 当利得返還請求 詐欺等による不法行為 の損害賠償請求  <対クレジット会社> 割賦法第35条の3の 13の取消しによる不 当利得返還請求	数十万円から数百万 円。1000万円を 超える事案も有り	商法全般の解明が共通争点とな り、勧誘態様などが個別争点と なる。	請求額の多い事案も あるが、脆弱な被害 者であることも多 い。	支払記録、顧客 名簿から特定し 得る（ただし、 事業者が資料を 残しているか問 題有り）	数百人から数千 人	総額の算定は困難ではな いか。	所在不明となること が多く、保全が必 要。 不当利得返還請求構 成では取消しの意思 表示が必要。 また、受けた役務を どのように評価して 返還するかも問題。
敷金返還請求事案	管理会社の作成した契約書に自然損耗及び 通常損耗についても賃借人に原状回復義務 を負担させる条項があるため、当該契約書 を利用して賃貸借契約をした賃借人が敷金 の返還を拒絶する事案	消費者契約法第10条に よる原状回復特約の無効 を前提とした、敷金返還 請求	数十万円	原状回復条項の有効性が共通争 点となり、賃借人の原状回復義 務の範囲が個別争点となるが、 個別争点の割合が大きくなるこ ともある。	請求額から見て個別 訴訟が実質上困難な ことが多い。	契約書から特定 し得る	数十人から数千 人	総額の算定は困難ではな いか	同一の契約書を使用 している賃借人が多 数存在しても、賃借 人ごとに別のクラス とするほか無いので はないか。

3. 被害者の特定は困難であるが、被害内容は定型的と思われる事例

事件名	事案の概要	想定される消費者の請求	想定される個々の対象消費者の一般的な請求金額	共通争点の内容	個別訴訟の困難さ	対象消費者の特定について	想定される対象消費者の規模	総額の算定可能性	備考
灯油カルテル事案	石油元売各社及び事業者団体が生産調整、価格カルテルにより小売価格を引き上げたことされる事案	不法行為による損害賠償請求 独占禁止法第25条による損害賠償請求	数百円から数千円	カルテルの存在、損害の計算方法が共通争点となり、購入数量、価格が個別争点となる。	請求額から見て個別訴訟が実質上困難なことが多い。	購入者の特定は困難であり、対象消費者側も購入を証明する領収書を保管していないことが多い	数百万人に及び得る	総額の算定は困難ではないか(利益の総額を算定する可能性?)	差額説を前提にする限り損害の算定が困難。 流通経路により損害の計算方法が異なり得る。 事業者にも損害が生じることもある。
食品の製造方法等の表示偽装事案	実際には安価である偽装品を、高価で特殊な製法の食品であると表示して販売し、本来あるべき価格より高い価格で購入させられた事案	不法行為による損害賠償請求 不当利得返還請求	数百円	偽装の有無、損害の計算方法が共通争点となり、購入数量、価格、因果関係が個別争点となる。	請求額から見て個別訴訟が実質上困難なことが多い。	購入者の特定困難であり、対象消費者側も購入を証明する領収書等を保管していないことが多い	数万から数百万に及び得る	総額の算定は困難ではないか(利益の総額を算定する可能性?)	損害のとらえ方が複数あり得る(本来あるべき価格との差額とするか、偽装品であれば購入しなかったとして全額ととらえるか)。 流通経路により損害の計算方法が異なり得る。 事業者にも損害が生じることもある。
運賃返還請求事案	電車の運賃徴収プログラムに誤りがあり、本来の運賃以上の金額を徴収していたため返還を求める事案	不当利得返還請求	数百円から数千円	料金徴収の誤りの有無が共通争点となり、運賃支払の有無が個別争点となる。	請求額から見て個別訴訟が実質上困難なことが多い。	利用者の特定は困難であり、対象消費者側も利用を証明する手段が無いことが多い		総額の算定は可能な場合あり	

4. 被害者の特定が困難であり、被害内容の個別性が強いと思われる事例

事件名	事案の概要	想定される消費者の請求	想定される個々の対象消費者の一般的な請求金額	共通争点の内容	個別争点の困難さ	対象消費者の特定について	想定される対象消費者の規模	総額の算定可能性	備考
薬害C型肝炎 / 薬害エイズ事案	後天性の傷病について、フィブリノゲン製剤又は第Ⅲ因子複合体製剤の投与を受け、これによってC型肝炎ウイルスに感染した者（胎児を含む）が、国及び製薬会社に損害賠償を求めた事案  血友病患者に対して加熱等による安全対策を怠った血液凝固因子製剤（非加熱製剤）を投与したことにより、多数の患者がHIVウイルスに感染。国・製薬会社に損害賠償を求めた事案	不法行為による損害賠償請求	数千万円になり得る	責任原因が共通争点となり、投与の有無、因果関係、損害などが個別争点となり得る。	請求額は多額だが、責任原因の解明が困難。	被告からは不可能。対象消費者としても証明手段が無いことがある		総額の算定は困難ではないか	
乳飲料食中毒事案	乳飲料の製造工程において、食中毒の原因となる毒素が混入し、当該乳飲料を飲用した者に、食中毒が生じた事案	製造物責任法による損害賠償請求	数十万円から数百万円	責任原因が共通争点となり、飲用の有無、因果関係、損害などが個別争点となり得る。	請求額から見て個別訴訟が実質上困難なことがあるとともに、責任原因の解明が困難。	購入者の特定は困難であり、対象消費者側も飲用を証明する手段がないこともある		総額の算定は困難ではないか	
中古自動車売買契約において、事業者（売主）の瑕疵担保責任追討事案	中古自動車売買契約において、買主は隠れたる瑕疵を知ってから1年間は事業者（売主）に瑕疵担保責任（民法第570条）を追及できるところ、メーター改ざんの場合について権利行使できる期間を納車日より90日以内に限定した条項について、削除を求めた事案	消費者契約法第8条第1項第5号により当該事項を無効とし、民法第570条による契約の解除又は損害賠償請求を行う	数十万円	免責約款の効力が共通争点となり、瑕疵担保責任の内容が個別争点となり得る。	請求額から見て個別訴訟が実質上困難なことが多い。	購入者は特定可能であるが、どの中古車に瑕疵があるかについては、販売者も承知していない可能性あり	数百から数千（大規模業者であり、同一の約款を使っているも、メーター改ざんが頻繁にあるとは思われない）	総額の算定は困難ではないか	